

宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受け、厳しい事業環境にある運送事業者等に対し、町が予算の範囲内において支給する宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、運送事業者等とは、次に掲げる事業を行う者のことをいう。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業又は同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (3) タクシー事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (5) バス事業 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金の対象となる事業者（以下「支給対象者」という。）は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 運送事業者等であって、町内に本社、主たる事業所又は営業所を有していること。
- (2) 令和8年9月1日現在で前条各号に掲げる事業に必要な許可を得、又は届出を行い、支給申請時点において営業を継続していること。
- (3) 納税義務のある町税を滞納していないこと。
- (4) 法人にあっては、宇多津町に法人町民税の納付実績があること。
- (5) 法人にあっては、代表者若しくは役員が、個人事業主にあっては、代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員との関わりがないこと。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は、給付金の支給対象となる車両（以下「支給対象車両」という。）の台数に別表の給付額を乗じて得た額とし、1事業者につき20万円を限度とする。

2 前項の支給対象車両は、令和8年9月1日時点において、支給対象者所有の第2条各号に掲げる事業に使用する車両であって、自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）中、使用の本拠の位置欄が町内の住所であり、かつ、第2条第1号から第3号又は第5号にあっては、自家用・事業用の別欄が事業用である車両とする。

3 第1項の支給対象車両に二輪車及び原動機を備えない被けん引車は含まないものとする。

(支給申請及び申請期間)

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。次条において「支給申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給対象車両一覧（様式第2号）
- (2) 運送事業等を営んでいることを証明する書類の写し
- (3) 支給対象車両全ての自動車検査証（電子の場合は自動車検査証記録事項）の写し（令和8年9月1日現在で有効期限内のものであること）
- (4) 随伴用自動車であることが確認できる書類（第2条第4号に規定する自動車運転代行事業者に限る。）
- (5) 宇多津町内に本社、主たる事業所又は営業所があることが確認できる書類
- (6) 振込口座の口座名義人及び口座番号がわかる通帳又はキャッシュカードの写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 給付金の申請期間は、施行の日から令和8年12月28日までとする。

(支給決定)

第6条 町長は、前条第1項に規定する支給申請書兼請求書の提出を受けたときは、内容を審査し、給付金の支給が適当と認めた者に対して、宇多津町運送事業者等エネルギー価格高騰対策支援給付金支給決定通知書（様式第3号）により、通知するとともに、遅滞なく給付金を支給するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、偽りその他の不正な手段により給付金の支給を受けた者があると

きは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に支給した給付金があるときには、期限を定めて当該取り消した部分に係る給付金の返還を命じるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

支給対象車両（二輪車及び被けん引車を除く。）	給付額
貨物自動車運送事業の用に供する車両	1台につき2万円
貨物軽自動車運送事業の用に供する車両	1台につき1万円
タクシー事業の用に供する車両	1台につき1万円
自動車運転代行事業の用に供する車両（随伴用自動車）	1台につき1万円
バス事業の用に供する車両	1台につき2万円